

申告は  
お早めに

# 町・県民税、所得税の 申告の時期になりました

申告受付期間 2月18日(月)~3月15日(金)

町・県民税の申告を町内各地(下記日程のとおり)で受け付けますので、なるべく指定された日に申告していただけます。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内(土・日曜日は除く)にお早めに申告をしてください。

## 町・県民税の申告

### 申告が必要な方

平成25年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)平成24年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方  
平成24年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方  
公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方  
医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けよつとする方  
所得がなかつた方や療養中であつた方でも、税法上の扶

養になつていなければ、申告をしてください。  
税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

申告する必要のない方  
次のいずれかに該当する方  
税務署へ確定申告書を提出する方  
給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方  
公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方

町・県民税申告書が届いていない方でも「申告が必要な方」に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意しています。  
町・県民税の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、必要な方は忘れずに申告してください。

## 町・県民税 の申告は…

税務課町民税係

■ 721-2111

(内) 2152

## 町・県民税の申告受付日程

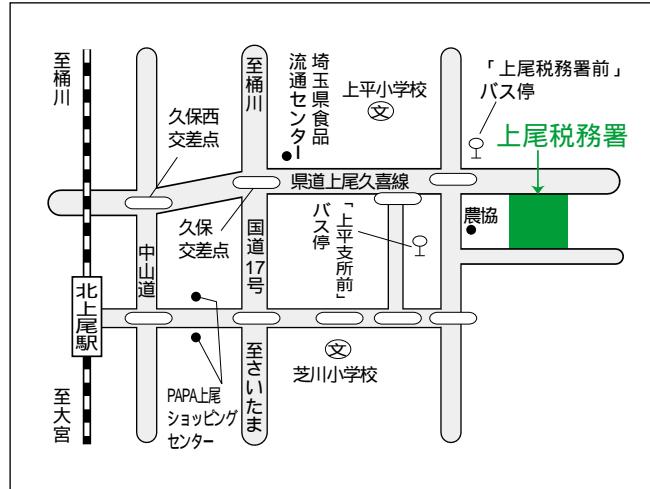
受付時間：9時～15時30分(土・日曜日は除く)

実施日	会 場	対象者・対象地区
2/18(月)	役場3階第1会議室	本町3丁目、寿4・5丁目
2/19(火)	役場3階第1会議室	本町1・2丁目
2/20(水)	役場3階第1会議室	小室4001～6000
2/21(木)	役場3階第1会議室	小室6001～9000
2/22(金)	役場3階第1会議室	小室9001～
2/25(月)	役場3階第1会議室	大針全地区、学園2・3・4丁目
2/26(火)	新宿集会所	小針新宿・西小針全地区、寿1丁目
2/27(水)	光ヶ丘公民館	羽貫・小針内宿・内宿台全地区、寿2・3丁目、学園1丁目
2/28(木)	ゆめくる2階会議室	小室1～4000
3/1(金)	ゆめくる2階会議室	栄全地区
3/4(月)～ 3/15(金)	役場3階第3会議室	全地区

お願い

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

申告はお早めに



## 上尾税務署

受付場所

受付期間

2月  
3月15日(金)  
3月18日(月)まで

(土・日曜日は除く)

なお、平日以外でも2月24日(日)および3月3日(日)に限り、  
申告書用紙の配布、申告相談を実施いたします。当団は混雑が予想されますので、あら

申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していた  
だく、「自書申告」、または、インターネットによる国税電子申告(e-Tax)を推奨して  
おります。ご協力をお願いします。



かじめご承知おき願います。  
(現金納付の窓口業務は行いません。)

電子申告をご利用ください

国税電子申告(e-Tax)について詳しく述べます。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp> (国税庁ホームページ)をご覧ください。

### 【交通機関】

- JR高崎線北上尾駅(東口)から徒歩約20分
- 上尾駅(東口)から朝日バス(羽貫駅行・伊奈学園行)に乗車し「上平支所前」下車徒歩3分
- 北上尾駅(東口)から上尾市内循環バス(ぐるっとくん)上平循環・東西循環の「上尾税務署前」下車徒歩1分

白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。土地、建物、株式等を売った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。

### 所得税の申告は…

上尾税務署個人課税部門

■ 770-1800(自動音声案内)  
〒362-8504 上尾市大字西門前577

### あなたは必要?町・県民税の申告

はい → いいえ →

#### スタート

平成24年1月1日から12月31日までに  
収入がありますか?  
(給与・事業所得・年金・譲渡所得等)

はい

サラリーマンの方は  
勤務先から伊奈町に  
給与支払報告書が提出されますか?

はい

会社からもらう給  
与のほかに、配当、  
不動産所得、報酬、  
年金などありますか?

はい

給与以外の所得が20  
万円を超えますか?

はい  
いいえ

税務署

確定申告する必要  
があります。

いいえ

収入が障害者年金、遺族年金のみの方は、  
「いいえ」に進んでください。

はい

伊奈町にお住まいで、年末  
調整が済んでいる方の扶養  
家族となっていましたか?  
または、確定申告する方の  
扶養家族として申告する  
予定がありますか?

いいえ

税務署に確定申告  
をしますか?

いいえ

#### 伊奈町(町・県民税の申告)

あなたは伊奈町(1)に町・県民税の申告をする必要があります。  
申告書が送付された方は、申告書に住所・氏名および裏面に  
内容を詳しく記入のうえ、押印し、伊奈町に提出してください。  
申告書が送付されていない方は、税務課および申告会場に用意してあります。(郵送での提出も受付可。ただし、押印・記入も無いようご注意ください。)

(1) 平成25年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた  
市区町村に住民税の申告をしてください。